

大田区住宅宿泊事業法施行条例の一部を改正する条例について

1 対象とする条例

大田区住宅宿泊事業法施行条例

2 改正の背景及び理由

教育機関の近隣において、住宅宿泊事業者が届出住宅に居住しないで管理業務を行う住宅宿泊事業（届出住宅が6室以上の場合は、当該届出住宅に居住して管理業務を行う場合を含む。以下同じ。）について、教育機関及び近隣住民から児童生徒に対する防犯措置の安全の強化を求める声が上がっている。

この状況を踏まえ、学校周辺の静穏な環境を保持するため、小学校及び中学校の周囲100メートル以内の区域において、月曜日の正午から金曜日の正午まで実施を制限する。

3 改正の概要

(1) 小学校及び中学校の敷地の周囲100メートル以内の区域における、住宅宿泊事業者が届出住宅に居住しないで管理業務を行う住宅宿泊事業の実施は、月曜日の正午から金曜日の正午まで制限する（第一種低層住居専用地域等においては、全ての期間について制限する（現行のまま）。）。

(2) 上記(1)の改正は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に住宅宿泊事業を実施しようとする住宅について適用する。

(3) 上記(2)のほか、次の場合に適用する。

ア 施行日前に上記(1)に該当しない住宅宿泊事業を実施する住宅として既に届出がされているものについて、施行日以後に上記(1)に該当する住宅宿泊事業を実施しようとする住宅に変更をする場合

イ 施行日前に上記(1)に該当する住宅宿泊事業を実施する住宅として既に届出がされているものについて、施行日以後に居室の規模を拡大する変更をする場合

4 施行日

令和4年1月1日から施行する。

5 新旧対照表

別紙のとおり